

事務連絡
令和5年11月2日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する周知等について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般の第211回通常国会において、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法。以下「本法」といいます。）が可決・成立し、令和5年5月12日に公布されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

- (1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、
- (2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

本法は、令和6年秋頃までの施行が予定されているところ、施行までの間に、フリーランス及び発注者側の双方に対して周知広報を行うこととしており、国土交通省より別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省周知依頼文（フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する周知等について）

参考 フリーランス・事業者間取引適正化等法周知リーフレット

【フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容について】

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

以上
(事業部 山中)